



お知らせ

交通事故などにあった際は届け出を

伊奈庁舎国保年金課

(内線4403・4407)

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人が、交通事故や犬に咬まれたなど第三者(自分以外)の行為によって負傷した場合、被害届を提出することで、保険証を使って治療を受けることができます。本来、その場合の治療費は、加害者が負担するべきものですが、国保・後期高齢者医療が一時的に立て替え払いし、後日、加害者にその治療費を請求することになります。第三者の行為で負傷して、保険証を使って治療を受ける場合は、速やかに国保年金課に届け出(連絡)をしてください。

■第三者行為の例

○交通事故にあった(自動車事故、自転車事故など)

○他人の犬に咬まれた、他人に殴られたなど

■次の場合も届け出が必要ですが

○自損事故を起こしたとき

○同乗中の事故などで、相手(加害者)が家族や親戚の場合

○相手が不明の場合

○自身の過失が大きい場合

■示談前に必ずご連絡を

相手方との取り決めや示談をする前に届け出てください。示談内容により、第三者行為によって医療機関で受診した治療費について



学び

若年性認知症の勉強会・交流会を開催します

地域包括支援センター

☎0297・57・0203

認知症は高齢者に多い病気ですが、65歳未満の比較的若い方も発症することがあり、これを「若年性認知症」といいます。この病気が広く知られていないことで、ご本人やご家族が不安や悩みを抱えていても相談できる場が少ないのが実情です。

そこで、より多くの方に参加していただけるよう、今年度は常総市と合同で勉強会・交流会を開催します。

日頃抱えている不安や悩みはそれぞれですが、誰かに話し、共感してもらおうことで気持ち楽になったり、これからの関わり方のヒントが得られるかも

は、被保険者(ご自身で負担しなければならなくなる場合)があります。示談をする場合も必ず、事前に国保年金課へご連絡ください。

■保険証が使えないもの

○業務上のけがや病気
※けんかや泥酔、犯罪による傷病については、保険証が使用できない場合があります。

れません。ぜひ、外に出て交流してみませんか。一人でも多くの方のご参加をお待ちしています。

▼対象者 市在住の若年性認知症のご本人とご家族

(常総市在住の若年性認知症のご本人とご家族も含む)

▼日時 11月30日(土) 午前10時～11時30分

▼場所 さらくやまふれあいの丘 世代ふれあいの館(神生530)

▼参加費 無料

▼申し込み 地域包括支援センターに11月22日(金)までに、電話でお申し込みください。



手続き・申請

農耕作業用トラレーラをお持ちの方へ

伊奈庁舎税務課

(内線2307)

ナンバープレートの登録が必要となりました

農耕作業用トラレーラは、これまで償却資産として固定資産税の課税対象でしたが、道路運送車両法の改正により、軽自動車税(種別割)としての課税対象に変更となりました。

つきましては、農耕作業用トラレーラを所有している方は、ナンバープレートの登録が必要となりますので、登録手続きをお願いいたします。

なお、農耕作業用トラレーラとは、農耕トラクタのみにより牽引され、ロータリー、ハロー直装式ブームスプレーヤ、播種機などの農地における肥料・薬剤など散布、耕うん、収穫などの農耕作業や農業機械などの運搬作業を行うために必要な構造を有するものをいいます。

【登録に必要なもの】
身分証明書・印鑑・販売証明書
または譲渡証明書(販売証明書が無い場合は車台番号がわかる

写真などをご持参ください)

農耕トラクタに農耕作業用トラレーラを装着した状態で公道を走行するには、農林水産省ホームページの公道走行ガイドブックおよび国土交通省ホームページにてご確認ください。

【農林水産省公道走行ガイドブック】
https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/kodosoko.html

【国土交通省ホームページ】
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000330.html

農林水産省公道
走行ガイドブック



国土交通省
ホームページ

